11 **5235**1

澤井 敏和 議員 耐震化未実施施設( 補修工事を	<mark>の修繕は</mark> 行っている	<ul> <li>① 公共施設の耐震化につついて</li> <li>① 公共施設の耐震化について、現地を確認していいて、現地を確認していいて、現地を確認していいで、現地を確認していいて、現地を確認していいて、現地を確認していた。また、これらの施しした。</li> </ul>
	老朽化しているものにつ 予算計上している。建物 予第計上している。建物 後務部長	(2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5

											(2)					
い	0	た	入	で	各	イ	き	Ł	自	模	T	で	計	イ	T	い
る	万	8	す	要	防	•	な	な	滔	が	•	12	崮	•	V?	T
0	色	委	る	望	災	防	い	い等	会自	小さ	町	対応	を	平	る	は
	$\mathcal{O}$	員	か	を	•	災	地	等	自	さ	内	応	見	成	0	`
	予	会	を	調	安	倉	域	の	体	くう	会	1.	直	23		補
	算	$\mathcal{O}$	決	整	心	庫	が	理	が	т Ш	•	していきた	L	年		修
	を	本	め	L	地	$\mathcal{O}$	あ	由	設立	用	自	い	``	度		Ī.
	措置	部	る	``	域	備	る	で	立	地が	治	き	27	$\mathcal{O}$		事
	置	12	0	何	域委員会	品	0	由で設置で	して間	用地がない	会	た	车	耐		事を行
	L	3	そ	を	員	は		置	て	1	Ø	63	度ま	震		行
	T	5	の	購	会	`		で	間	``	規	0	ま	化		0



耐震診断予定の鳥居場会館

	水の緩和、水量調整などを	区・大田区では積極的な対
ついて質問した。	を行い、保水力の向上、洪	を募っており、港区・新宿
他にワクチン接種対策	針葉樹から広葉樹への転換	市内外の企業などから寄附
	③ 源流域は杉・檜などの	業基金」を創設し、市民・
図っていく考えである。	0	「郷土の恵みの森づくり事
		を持続的に推進するため、
	いいがり	域
	シノノになった	幅広い活動を考えている。
The second second		郷土愛を育むことができる
AL	小小いないとなる	回程度を予定し、自然愛や
		域との交流活動など、年10
「「「「「「「「」」		便い方
		① 動物の観察、樹木の調
の一方で、「水気」	and the second	環境経済部長
		的な考えは
語の見たい		源流及び支流沿いの整備等
「「一一」である	·通道···································	源かん養
		はどのような効果があるか。
		② 恵みの森オーナー制度
A address of	「「「「「「」」」	うな活動か。
		育成とは、具体的にどのよ
	and a state of the	ナコレ
111		について質問する。
	The second s	取り
もいいい	a state of the sta	市民と協
	あるななど、	
E CANANA AND AND AND AND AND AND AND AND AN	「東京の大学を	平成23年度には、郷土の
COMPANY AND STREAM OF STREAM AND A COMPANY	MULTINE ACTIVE TO AND THE OWNER OF	S
		こう
一方方子の子が大学		<b>周</b> 郎上の恵みの森冓思こ
自然愛や郷土愛を育む活動	自然愛や	iii u
(丁月		田中千代子
<b>ャーの育式と</b> は	森の子コレンジャーの育式とは	1



ラ苗の植樹 戸倉で行われたコナ

ー般質問を動画で見よう!(http://www.city.akiruno.tokyo.jp/)★

## 聞いてみをいな、こんなこと

ステゴドン象の化石が本市

平成23年度の施政方針で、

山根

トミ江

通学路にガードレール設置

は

12

111

に戻ることを契機に、五日

問

五日市地域交流センタ

1

の活性化について



 ゴ 活性化を検討し えはあるか。 今回も地元の意見を聞く考 設と機能分担を図ることが 度土地利用を検討している あり、また、駅前には23年 (2)を反映したと聞いているが、 (3)市有地がある。これらの施 大切と考えるがどうか。 開設当時、地元の意向 近隣に五日市郷土館が 活性化を検討しなけれ

映画「五日市物語」の上映、 の検討を表明した。さらに、 市地域交流センター活性化

## 1 企画政策部長

分に果たしていない。ま である地域活性化機能を十 い施設があり、所期の目的 展示室など利用率が低

問した。

3 2 を検討することとした。 の活性化のため施設の充実が戻ることを契機に、地域 化していきたい。 換など踏まえ、計画を具体 る必要があると考えている。 の機能分担は、十分検討す 語」やステゴドン象の化石 であった。映画「五日市物 活性化も地域の重要な課題 た、 会や地元商店街との意見交 他に学校の冷房化、地域 五日市活性化戦略委員 五日市郷土館と市有地 五日市地区の商店街



地域交流センターの「まほろばホール」



るが、進捗状況と今後の計 非常に危険である。市に再 童がよけるスペースがなく ため、車が通行する際に児 路は一部が狭くなっている 線踏切から北側に通じる道 二要望してきたところであ 東秋留駅西側の五日市

(1)

3 の秋3・4・5号線に通じ 対策として歩道にガードレ たくさん通行しており非常 車の通りが激しく、学童が なっている南小宮橋付近は ールを設置できないか。 に危険な状況である。安全 ふれあいセンター西側

化について質問した。

る交差点付近に交通標識を

他に国民健康保険の広域 た時、一部で、「「「「「「」」」」」 た。 (1) 「「」」」 (2) この、方への、道路、拡幅、 (2) この、方への、道路、拡幅、 (3) 交差、一下で、、 (4) 上、 (5) (1) 「」」 (5) (1) 「」」 (4) 「」」 (5) (1) 「」」 (4) 「」」 (5) 「」」 (6) 「」」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7) 「」 (7)	設置できないか。
--	----------

一般質問を動画で見よう!(http://www.city.akiruno.tokyo.jp/)★

東京都火災予防条 第二十五条の二 当該空地の枯草等

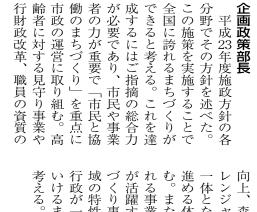
他火災予防上必要 空き家の所有者又 止、周囲の燃焼のお 上必要な措置を講 追加, 平四条例-

<定期建物賃貸借と 従来型の賃貸借 賃貸人(貸主)から いこととされてきまし これに対し、契約 れることなく、確定 定期建物賃貸借と なお、契約終了後 れに異議を述べな に終了することとな

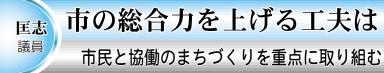
		空き家対策条例等制定の検討は	の検討は
<ul> <li>それのある物件の除去その他大災予防 なければならない、(曜国人条例人ニ・ 大・一部改正)</li> <li>案約は、「正当事由」がある場合でなければ、 総約の契新准絶や解約の申し入れができな た。 で定めた期間が満了することにより、更新さい。 なな気気間の変新准絶や解約の申し入れができなた。</li> <li>で定めた期間が満了することにより、更新さい、含高齢者世帯</li> <li>定の件。増加する高原因は、 部立と考えている。。</li> <li>② 空き家は「小する原因は、 中面でならた期間が満了することにより、更新さい。 などで、今高齢者世帯</li> <li>③ 本市では条例、要綱等制定のた空き家及び</li> <li>③ 本市では条の予防条例(抜粋)</li> <li>③ 本市では条例制度低端運動 また。</li> <li>(加) たいと考える。。</li> <li>(1) 本市では条例制定のた空き家人工いる。</li> <li>(2) な管理が望まれる。</li> <li>(2) たの表示の管理が認知することにない。</li> <li>(1) 本市では条例計画査で、</li> <li>(2) などで、今高齢者世帯</li> <li>(2) など考えている。</li> <li>(3) 本市では、</li> <li>(4) からによる、</li> <li>(5) などで、</li> <li>(5) などの、</li> <li>(5) などの、</li> <li>(5) などの、</li> <li>(5) などで、</li> <li>(5) などの、</li> <li>(6) などの、</li> <li>(7) などの</li></ul>	議員都	の条例を基に適正な	管理を願う
<ul> <li>それのある物件の除去その他火炎予防 なければならない、(留四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>案約は、「正当事由」がある場合でなければ、 認めの更新拒絶や解約の中し入れがでなな た。 で定めた期間が満了することにり、更新さい。空き家は、「平成200件。増加する高原とで、今後も一層</li> <li>② 空き家は所有者が適正</li> <li>② 空き家は所有者が適正</li> <li>③ 本市では条例新鉄は。。</li> <li>※ 次子防条例(抜粋)</li> <li>東京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>第二</li> </ul>			
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない。(解理八条例八二・ 六・一部改正)</li> <li>案例、三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、</li></ul>	安心安全のまちづく	の予	る。特に老朽化し
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない、留西八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>案例、要編</li> <li>第通の空き家の対策は、 空き家は所「正当事申」がある場合でなければ、 た。 で定めた期間が満了することにより、更新さ いに貸貸借が終了する建物貸貸借のことを います。</li> <li>4. 「正当事申」がある場合でなければ、 た。 で定めた期間が満了することにより、更新さ いに貸貸借が終了する建物貸貸借のことを います。</li> <li>4. 「正当事申」がある場合でなければ、 た。 で定めた期間が満了することにより、更新さ いに貸貸借が終了する建物貸貸借のことを います。</li> <li>第一〇空き家の対策は、 空き家は所有者が適正</li> <li>第二〇、一層 部いしたいない。 東京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>第二〇、一〇一</li> <li>第二〇、丁〇丁</li> <li>第二〇、丁〇丁</li> <li>第二〇、丁〇丁</li> <li>第二〇、丁〇</li> <li>第二〇、「「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、「</li> <li>第二〇、</li> <li>第</li></ul>	つい	老朽化し	防災上・防犯上・
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない、(曜四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>案例、要綱告(「正当事曲」がある場合でなければ、 認めの更新拒絶や解約の申し入れができな た。 で定めた期間が満了することにお、更新さ いに賃貸借が終了する違物賃貸借のことを います。</li> <li>集京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>第京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>第二、</li> <li>第二、</li></ul>	の人口は現在微増	通の空き家	よ
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない、(照四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空も家は、「正当事由」がある場合でなければ、 したい支援などで、、今後も一層</li> <li>(2) 空も家は、平成20年の</li> <li>(2) 空も家は、平成20年の</li> <li>(3) 本市では条例第35条の(法粋)</li> <li>(4) 空も家は、平成20年の</li> <li>(5) 空も家に所有者が適正</li> <li>(6) 空も家の管理が規定されているい。東京都の火災</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(8) 本市では条例第25条の2に、防</li> <li>(9) へそれを基に所有者には、</li> <li>(1) 空も家の管理が規定されてお</li> <li>(2) 空も家のでは条例第25条の2に、防</li> <li>(3) 本市では条例前定は考</li> </ul>	している。高齢化	条例、	な管理が望まれる。
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない。(照四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は、「正当事由」がある場合でなければ、 (取約の更新拒絶や解約の申し入れができな た。 で定めた期間が満了することにより、更新ざ に賃貸借が終了する建物賃貸借のことを います。</li> <li>東京都火災災予防条例(抜粋)</li> <li>(立) 総務部長</li> <li>(2) 空き家は、一個</li> <li>(3) 空き家は、平成20年の</li> <li>(4) 空き家は、平成20年で、今後も一層</li> <li>(5) ご賃貸借が終了する運物賃貸借のことを います。</li> <li>(5) 東京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>(5) 東京都火災予防条例(抜粋)</li> </ul>	お	討 は 。	~ 本市では条例制定は
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は、昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は、昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は、平成20件。増加する原因は、 留加などで、今後も一層</li> <li>(2) 空き家は、平成20年の</li> <li>(2) 空き家は、平成20年の</li> <li>(2) 空き家は、平成20年の</li> <li>(3) うこと考えている。</li> <li>(5) 空き家は所有者が適正</li> <li>(5) 空き家は所有者が適正</li> <li>(6) 空き家は所有者が適正</li> <li>(7) たいと考えている。</li> <li>(7) たいと考えている。</li> <li>(7) たいと考えている。</li> <li>(7) たの観点から空地及び空</li> <li>(7) たの観点から空地及び空</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(7) たの観点から空地及び空</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(7) たいと考える。</li> <li>(7) たいと考える。</li> </ul>	今後も		東京都
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない、(照四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は、平成の増加するなどで、今後も一層</li> <li>(2) 空き家は、平成の定ち考えている。</li> <li>(2) 空き家は、平成の増加する原因は、</li> <li>(5) 空き家は、平成の常理が読む場合でなければ、</li> <li>(5) 空き家は、平成の常式するたい、(第一本)がある場合でなければ、</li> <li>(5) 空き家は、平成の省加する原因は、</li> <li>(5) 空き家は、平成の</li> <li>(6) 空き家は、平成の</li> <li>(7) 空き家は、平成の</li> <li>(7) 交通について質問したいと考える。</li> <li>(7) ころいて質問した。</li> <li>(7) 空きる</li> <li>(7) 空きる</li> <li>(7) です。</li> <li>(7) です。</li></ul>	あり、超高齢化社会に	総務部長	の2に、
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八ニ・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空も家は所有者がごと考えている。</li> <li>(2) 空も家は所有者が適正</li> <li>(2) 空も家は所有者が適正</li> <li>(2) 空も家は所有者が適正</li> <li>(5) 空も家は所有者が適正</li> <li>(6) 空も家は所有者が適正</li> <li>(7) 空も家の管理が規定されてお</li> </ul>	0	空き家は、平成20年	災上の観点から空地及び空
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(5) 空き家は所有者が適正</li> <li>(6) で定めた期間が満了することにより、更新さいに賃貸借が終了する運動賃貸借のことをいます。</li> <li>(7) 交通について質問した。</li> <li>(7) で、今後も一層</li> <li>(8) したいと考える。</li> <li>(9) へそれを基に所有者には、</li> </ul>	<b>子・高齢化が進む中、一人</b>	``	き家の管理が規定されてお
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>案約は、「正当事由」がある場合でなければ、 認約の更新拒絶や解約の申し入れができな た。 で定めた期間が満了することにより、更新さいに賃貸借が終了する建物賃貸借のことを います。</li> <li>東京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>第京都火災予防条例(抜粋)</li> </ul>	``	220件。増加する原因は、	り、それを基に所有者には、
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八ニ・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は所有者がごと考えている。</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(5) 空き家は所有者が適正</li> <li>(6) 空き家は所有者が適正</li> <li>(7) 空き家は所有者が適正</li> <li>(7) 空き家は所有者が適正</li> <li>(7) 空き家は所有者が適正</li> <li>(8) したいと考える。</li> </ul>	放置されている家等が増え	核家族化による高齢者世帯	認識を持ち適正な管理をお
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(2) 空き家は所有者が適正</li> <li>(5) 変わた、「正当事由」がある場合でなければ、 (時の更新拒絶や解約の申し入れができなた。</li> <li>(5) で定めた期間が満了することにより、更新さいに賃貸借が終了する建物賃貸借のことをいます。</li> <li>(5) 使用にあきる野市の地域内</li> <li>(5) 取り、「抜粋」</li> </ul>	ている。そこで、以下に伺	の増加などで、今後も一層	願いしたいと考える。
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(2) 空き家は所 管理を行うことがの 要約の更新拒絶や解約の申し入れができなた。</li> <li>で定めた期間が満了することにより、更新さいに賃貸借が終了する建物賃貸借のことをいいます。</li> <li>も賃借人(借生)が居住し続け、賃貸人がごいような場合であっても、契約関係は確定的ます。</li> <li>東京都火災予防条例(抜粋)</li> <li>(広告をる野市の地域内</li> </ul>	С° С	むと考えている	
<ul> <li>それのある物件の除去その他火災予防 なければならない。(昭四八条例八二・ 大・一部改正)</li> <li>(ス)</li> <li>(ス)</li> <li>(本)</li> <li>((1)</li> <li></li></ul>	本市の空き家の現状	空き家は所有者が適	他にあきる野市の地域内
<ul> <li>空地の所有者、管理者又は占有者は、</li> <li>空地の所有者、管理者又は占有者は、</li> <li>22歳焼のおそれのある物件の除去その</li> <li>24管理者は、当該空き家への侵入の防</li> <li>24管理者は、当該空き家への侵入の防</li> <li>24向から物件の除去その他火災予防</li> <li>なければならない。(昭四八条例八二・</li> <li>六、一部改正)</li> <li>スン</li> <li>契約は、「正当事由」がある場合でなければ、</li> <li>24向の更新拒絶や解約の申し入れができなた。</li> <li>で定めた期間が満了することにより、更新さいに賃貸借が終了する建物貸貸借のことをいます。</li> <li>45賃借人(借主)が居住し続け、賃貸人がにいような場合であっても、契約関係は確定的ます。</li> <li>東京都火災予防条例(抜粋)</li> </ul>	び空き家が増加する原因は。	に管理を行うことが基本で	交通について質問した。
空地の所有者、管理者又は占有部 2燃焼のおそれのある物件の除去者 2構置を講じなければならない。 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、	<del>との</del> の防	ければ、 できな 更新さ	能定的
空地の所有者、 空地の所有者、 物燃焼のおそれの: なければならこう なければならない、 六・一部改正) (> 契約は、「正当事由 思約の更新拒絶や付 た。 で定めた期間が満 いに賃貸借が終了・ います。 も賃借人(借主)が いような場合であって ます。 東京都火災災	管理者又は占有者 ある物件の除去その ればならない。 空き家への侵入の	」がある場合でなけ」 解約の申し入れがで 了することにより、更	でも、契約関係は確定
空燃措 まそな 六 〜 契殺た で 白い いもいます。	の所有者、管理 のおそれのある を講じなけれた 見者は、当該空	- 部改正) 、「正当事由」か 更新拒絶や解釈 かた期間が満了・ 貸借が終了する	う人 (借主)が居住 場合であっても
	空地の の燃焼の な措置で は管理	- 六・一 ま> 契約は、 契約の 5 た。 1で定め 的に賃賃	も賃借 いような: ります。

	東京都火災	(予防系
やげ各こと	こいり	問
や努力をしているのか気を部、課は市の総合力ないるためにどのようないるためにどのようない。	こい り い 市 に つ 長 が い	
		全 国
をめ課忠市	う国施て	国に
てど市さ彩	? = シ ト	誇れるまち
るのか何なして	うれるま 述	るま
かな力そ」	こま述	ょち

		<u> </u>		·)	140
タ ス	部と	17 2	く市	17	
4 2		10, 10	말	~	~
JJ 72	ح	_	「反	-)	全
をめ	≣匣 田	古ノ	> 15	10	王
	「不心」	비가 큰	<u><u> </u></u>	¥ 7	E
~努力をしているのか伺う。	は廣	0 B	15日前	T	国に誇れるまちづく
TIN		wa i	2 76	-	= <del>∧</del>
58	日 5	称い	二収		誇
いの	のわ	合言	ちち		n
2	10 AC	모망			10
2 5	総る	フォ	し卸		6
のふ	△ °	たる	3 -		ま
2	Ū _	. 5			é.
いた	カそ		F it		ち
何テ	7. 2	1 7			3
5 L	とし	1) 1	$\sim$		-
ノ土	トグ	2 -	- 7		2
。 へ	日部、課は市の総合力を上しとと思慮される。そこで	2	C		`



向上、 行政が一体となって進んで 域の特性を踏まえ、市民と づくり事業等々あるが、地 が活躍する郷土の恵みの森 れる事業で森林レンジャー む。また、全国的に注目さ 進める体制づくりに取り いけるまちづくりが重要と レンジャーの組織で市民と 体となったまちづくりを 森林整備のサポ 1 ト 組





地域の人と活動する森林レンジャ



町田

## 聞いてみをいな、こんなこと





常	と	番	ント	字	担	政	は	平止	1	問
収支	甲間	将	クで、	じあ	<b></b> 平	刀指	界京	成 21	決	財
比率	では	釆負	も財	9	担比率は26	致は	26 市	年度	算 が	<b>收</b> 問
LT.	あ	ŦĦ	比欠	全	杏	25	Π.	0)	言之	題
; 3 7	もの	鸿 率 3	指粉	7	目で最	Ē	24 悉	常山	ごわ	うい
番	Ø	6	2	6	低	将	Ħ	至	T	τ
Ē	、経	8 番	8 0	叩ラ	の数	米負	財	邛率	る	

指数が0%の団体もあり、

の活性化について質問した。

他にLED照明、消防団

違いない。ただし、全国ラ

ンキングの将来負担比率は

1

この数値については間

されている。

付金を納入することが決定

企画政策部長

を市に寄附できないのか。 ② 瀬音の湯の利益の一部 違いないか。 ② 瀬音の湯の利益の一部 しい財政状 のには極めて厳しい財政状 のには極めて着目と、総合	
るため、取締役会で市に納 ② 秋川渓谷瀬音の湯の指 行になると思う。 それを勘案すると400番 の指 の指	※利用

一般質問を動画で見よう!(http://www.city.akiruno.tokyo.jp/)★ ★



画的に実現に向けて取り組

んでいきたい。



推 ④		Ĥ	八	3	る	で			プ	2	Ŋ	性	学	な	児	合	$\bigcirc$	指	1	4	$\mathcal{O}$	3	は②		(1)
進伏令	校を	市	王子	品	0	の教	施設	どで	の解	X	に取	を意識	びの	がら	童	同で	72	指導担	ルは	今	実施	東	° >	、は、	現
況後	を実	羽	市	Л		員	$\mathcal{O}$		消消	ij	り	意識	系	``	生	研	·].	当	0	後	事	京	ĺ	j	在
等は		村	`	$\mathbf{X}$		免	問	デ	`	ツ	組	L	統	義	徒	修	中	参		の	例	都	ÿ	1	ま
2	、し	市	武蔵村	<u>.</u>		許	題	メ	教	ト	$\mathcal{K}$	た	性	務	の	会	学	事		タ	は	や	ŀ	•	で
見名な	テて	な	蔵	北区、		$\mathcal{O}$		リ	員	は	で	指導	Þ	教育	実態	を	校			イ	0	近		`	Ø
		تلح	村	Щ,		1	小	ツ	D,	中	ひょ	導	育	育	態	開	Ø			ム		隣	ラ	2	取
がの		が	Щ	$\exists$		題	中	F	意	1	る	計	ち	9	調	トゥ	教			ス		自	>	(	9
ら研	f°	小	市	鷹		が	学	と	識	ギ	0	画	Ø	年	査	た	職			ケ		冶	J.	i i	組
) 穷		中	_`	慮市		あ	校	L	改	ヤ		づ	連	間	を	り	員			ジ		体		1	み
計の	)		町	ių,			間	て	革	ツ		<	続	の	L	``	が			ユ		で	ŀ	•	状



並んで建つ増戸小学校(左)と増戸中学校(右)

すべきと考える。そこで以まれた環境にあり早く実施

下について問う。

点施策として明記されていた本市教育基本計画には重以前より提案してきた。ま

る。特に増戸小中学校は恵

問

小中一貫校の取り組

み

と進捗状況について

私は小中一貫校について



